

第4回 枚方市教育委員会定例会 会議録

開会	平成27年4月24日午後1時17分			閉会	平成27年4月24日午後1時35分		
日程番号	議案番号	案 件				結果	
1	報告第1号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (2) 教職員の人事異動について (3) 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について (4) 枚方市教育委員会事務局事務決済規程の一部改正について (5) 枚方市教育委員会公印規程の一部改正について				承認	
2	議案第1号	枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について				可決	
席 委 員	議席番号	氏 名		欠 席 委 員	議席番号	氏 名	
	1番	記虎 敏和			番		
	2番	徳永 博正			番		
	3番	山下 薫子			番		
	4番	吉村 雅昭			番		
	5番	村橋 彰		番			
説 明 員	教 育 次 長	高井 法子		説 明 員	学校規模調整課長	永田 昌宏	
	管 理 部 長	君家 通夫			学 校 給 食 課 長	前村 卓志	
	学 校 教 育 部 長	若田 透			教 職 員 課 長	大舩 純之	
	社 会 教 育 部 長	中路 清			児 童 生 徒 支 援 室 課長 (生徒指導担当)	狩野 雅彦	
	管 理 部 参 事	俣野 浩一			児 童 生 徒 支 援 室 課長 (人権・支援担当)	田辺 元美	
	管 理 部 次 長 (参事級)	益田 正治			学 務 課 長 (副参事級)	早崎 由子	
	管 理 部 次 長	荻野 晋三			教 育 推 進 室 教 育 指 導 課 長	位田 真由子	
	学 校 教 育 部 次 長	高橋 孝之			教 育 推 進 室 教 育 研 修 課 長 兼 教 育 文 化 セ ン タ ー 館 長	喜多 一友	
	社 会 教 育 部 次 長 (参事級)	森澤 可幸			社 会 教 育 課 長	米倉 仁美	
	社 会 教 育 部 次 長	松宮 祥久			文 化 財 課 長	鈴江 智	
	社 会 教 育 部 次 長 兼 中 央 図 書 館 長	石村 和巳			ス ポ ー ツ 振 興 課 長	井岡 功一	
	児 童 生 徒 支 援 室 長	足立 一彦			中 央 図 書 館 副 館 長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎	
	教 育 推 進 室 長	花崎 知行			中 央 図 書 館 副 館 長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐	
	管 理 部 副 参 事	寺西 光治			記 録	教 育 総 務 課 課 長 代 理	本田 一成
教 育 総 務 課 長	小菅 徹			傍聴の人数	0人		

○記虎委員長 それでは、始めさせていただきます。よろしくお願いします。

開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、吉村委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、日程1、報告第1号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました報告第1号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

ご報告いたしますのは、ページ中程の2.臨時代理事項でございますとおり、臨時代理第24号から第28号まででございます。これら5件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により、教育委員会に報告し、承認を求めます。

それでは、2ページをごらんください。

初めに、臨時代理第24号、職員の人事異動につきまして、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年3月30日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

恐れ入りますが、6ページをごらんください。

平成27年度枚方市定期人事異動の概要でございますが、1の目的といたしまして、公約施策の推進に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と人事の刷新を図るため、実施するものでございます。

2の基本方針でございますが、(1)のジョブローテーションといたしまして、勤続10年未満の若手職員は概ね3年程度、勤続20年未満の中堅職員は概ね5年程度で計画的に複数の異種職場に配置し、行政視野の拡大や適性を見極めを図りながら、更なる意欲喚起と能力開発に繋げていくものでございます。

また、(2)の複線型人材育成といたしまして、ジョブローテーションを活用しつつ、行政課題の高度化・多様化に適切に対処していく必要性から、係長への昇任後は適正に応じ、特定の業務に関する知識、経験を深め、掘り下げていく人材育成手法を活用していくものでございます。

異動者数の状況につきましては、枚方市全体の異動者は、医療職、教育職及び再任用を除き、506人となっており、教育委員会の異動者は73人となっております。そのうち他部署への出向者は10人、他部署からの出向者が26人、教育委員会内の異動が37人となっております。なお、昇格者は12人でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

ページ中程の他部局への出向の表における出向者の新所属につきましては、出向先での発令となりますので、ここでは参考として記載させていただいており、掲載順は旧の職制順となっております。

ページ下段の表以降の表につきましては、各部ごとの新所属の職制順でございます。時間の都合上、氏名等の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第24号の説明とさせていただきます。

○記虎委員長 続いて、若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 続きまして、学校教育部より、臨時代理第25号、教職員の人事異動について、ご説明申し上げます。

それでは、議案書7ページをごらんください。

本件につきましても、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年3月30日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

臨時代理の内容でございますが、まず、幼稚園教諭の新規採用といたしまして、2名を採用し、香里幼稚園と蹉跎西幼稚園に配置いたしました。

また、任期付講師7名を採用し、必要な園、5園に配置いたしました。この幼稚園講師は、担任数と担外1名の必要数に対し、教諭の不足を補うもので、任期は2年でございます。

異動といたしましては、ページ下段から1枚めくっていただきまして、次のページ、8ページ上段にかけて記載しておりますとおり、教諭5名、講師3名の計8名の配置換えをいたしました。

続きまして、小学校につきましては、今年度より4年生までに対象を拡充した少人数学級編制に伴い、任期を1年とする任期付講師47名を採用し、対象校に配置いたしました。

また、中学校におきましても、9ページ下段にございますとおり、生徒指導体制の充実を図るため、任期を1年とする任期付講師7名を採用し、7校に配置したものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、臨時代理第25号の説明とさせていただきます。

○記虎委員長 続いて、君家管理部長。

○君家管理部長 続きまして、臨時代理第26号、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の10ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年3月30日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の改正は、平成27年第3回教育委員会定例会におきまして、市長の権限に属する事務の一部を、本市教育委員会の職員が補助執行することに同意をいただいたことに伴うものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。12ページをごらんください。

第3条は、教育総務課の項に、第18号として、総合教育会議に関するものを、第19号として、教育振興基本計画策定審議会に関するものを追加するとともに、号番号の整理を行うものでございます。

13ページをごらんください。

第4条は、児童生徒支援室の項に、第7号として、学校いじめ対策審議会に関するものを追加するものでございます。

次に、学務課の項に、第2号として、子ども子育て支援法第19条第1項第1号に掲げるものの支給認定及び利用者負担額の決定に関するものを、第3号として、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関するものを追加するものでございます。

また、現行の第2号につきまして、文言の整理を行い、第4号に改めるとともに、号番号の整理を行うものでございます。

続きまして、第5条第1号は、文言の整理でございます。

14ページをごらんください。

第5号として、東部公園野球場に関するものを追加するとともに、号番号の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、11ページにお戻りください。

附則でございますが、本規則の施行日を公布の日といたしますが、教育総務課の項につきましては、平成27年4月1日から、社会教育部スポーツ振興課の項の東部公園野球場に関する規定につきましては、4月10日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第27号、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の15ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の改正は、市長部局の機構改革及び公印の取り扱いに関する規程の改正などに伴うものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。17ページをごらんください。

別表第2の1、管理部の表、(1)、教育総務課に関する事項の表につきまして、現行の4の項を削除するものでございます。これは、課長代理以下の再任用職員について、課に所属する職員として発令することとしたことによるものでございます。

新旧対照表の左側、改正後の26の項から28の項までは、市長部局の公印規程の改正に合わせ、文言を整理するとともに、26の項の公印の新調、廃棄に係る事項の専決区分を課長から部長に変更するものでございます。

下段の学校教育部の表、(1)、教職員課に関する事項の表につきましても、現行の4の項を削除するものでございます。

18ページをごらんください。

社会教育部の表、（１）、社会教育課に関する事項の表につきましても、現行の４の項を削除するものでございます。

別表第３の合議事項の表につきましても、現行の１の項の事項の第６号を削除するとともに、４の項、７の項及び８の項において、市長部局の機構改革に伴う合議者の改正を行うものでございます。

19ページをごらんください。

11の項は文言の整理及び合議者の改正を行うもので、14の項は合議者の改正を行うものでございます。

備考につきましても、行政改革部が課を置かないことになったことに伴い、必要な文言の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、16ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、第１項は、本規程の施行日を平成27年４月１日とするものでございます。第２項は、改正前の本規程による代決について、改正後の規程に基づくものとみなすものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第27号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第28号、枚方市教育委員会公印規程の一部改正につきましても、ご説明いたします。

議案書の20ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第３条第２項の規定により、平成27年３月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の改正は、市長部局において、公印の事前押印制度の創設や公印印影に係る基準の明確化を図るため、枚方市公印規程の一部改正が行われたことに合わせ、教育委員会の公印規程につきましても同様の取り扱いとするため、改正を行うものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。25ページをお開きください。

第３条は、公印の名称、書体、寸法、印材及び用途を、別表第１のとおりとし、公印のひな形を別表第２のとおりとするとともに、現行の第２項を削除するものでございます。

第５条は、公印事務を統括する教育総務課長の責務として、第２項では、公印台帳の整備、第３項では、公印取扱責任者の設置状況について、定期的な調査を行うことを規定するものでございます。現行の第６条は、後ほどご説明いたします改正後の第８条におきまして、包括的に市長部局に準じた取り扱いとして規定することから、削除するものでございます。現行の第７条は、枚方市公印規程の改正に合わせ、公印管理者を公印管守者に改めるとともに、文言の整理等を行うものでございます。

26ページをごらんください。

現行の第８条につきましても、枚方市公印規程に合わせた改正を行うものでございます。また、現行の第９条から29ページにございます第16条までにつきましては、市長部局と同様の取り扱いをする旨を改正後の第８条に規定することといたしまして、これらの条文については削除するも

のでございます。

恐れ入りますが、24ページにお戻りください。

附則でございますが、本規程の施行日を、平成27年4月1日とするものでございます。

簡単ではございますが、臨時代理第28号の説明とさせていただきます。

以上、臨時代理第24号から第28号までにつきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、これから報告第1号を採決します。

本件は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に、日程2、議案第1号「枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました議案第1号、枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の30ページをごらんください。

本件は、枚方市立図書館第3次グランドビジョン策定委員会を設置するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。32ページをごらんください。

別表に加える庁内委員会の名称は、枚方市立図書館第3次グランドビジョン策定委員会でございます。目的は、枚方市立図書館第3次グランドビジョンを策定するためとし、担当事務は、枚方市立図書館第3次グランドビジョン策定に関すること及び前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関することとでございます。

また、委員長を教育長、副委員長を社会教育部長とし、所管部署を社会教育課と中央図書館とするものでございます。

恐れ入りますが、31ページにお戻りください。

ページ中ほどの附則でございますが、本規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長　ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成27年第4回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

記 虎 敏 和

吉 村 雅 昭
